

保 育 所 の 概 況

令和8年4月1日現在

保育所名	ふたば保育園			施設長名	田中 宏治
所 在 地	〒805-0031 北九州市 八幡東 区 梶田一丁目4番50号				
電話番号	093-651-6968	FAX番号	093-651-6977	認可年月	昭和52年3月
設置主体	社会福祉法人 喜久茂会		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他() 階建(階部分)				
建物延床面積	992.90 m ²	屋外遊戯場面積()	571.86 m ²		

利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
2号定員				15	15	15	45
3号定員	20	12	13				45
開所時間	7:00	～	18:00	保育短時間の 受入時間帯	9:00	～	17:00
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29～1月3日)						

職員数	23人	内訳：施設長(1人) 保育士(17人) 調理員(2人) その他(3人)
-----	-----	-------------------------------------

施設の目的	【施設の目的】 保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
運営の方針	【運営の方針】 1 福祉サービスの質の向上並びに事業運営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めています。サービス内容や運営に関する情報を公開し、評価結果を質の向上に反映させます。 2 保護者との相互理解を深め、子育ては、保護者と保育所とが車の両輪と考えて、保育サービスを提供していき、特性を活かした交流を行います。在宅で、子育て中の家庭へは、子育て相談に応じます。 3 研修を積極的に行い、職員に還元させる体制をとります。
保育の方針	【保育の方針】 1 自主性を持って行動ができる子どもを育てる。 2 物事に意欲的に取り組むことができる子どもを育てる。 3 思いやりの心を持つことができる子どもを育てる。 4 職員は、豊かな愛情を持って子どもに接し、保育の質と技術の向上に努める。 5 小学校との連携を綿密にして、子どもの育ちを支える。

1 日 の 過 ぎ し 方	(0・1・2歳の子ども) 7:00 開 園 登 園 自由あそび 9:30 おやつ あそび 10:50 0歳児1回目の離乳食 11:00 給 食 12:00 昼 寝 14:30 0歳児2回目の離乳食 15:00 おやつ 自由あそび 18:00 降園 延長保育児のおやつ 19:00 閉園 (3・4・5歳の子ども)
---------------	--

		保育所名	ふたば保育園
年間行事予定	4月	・進級・入園のつどい ・保護者説明会 ・春の交通安全教室(3歳以上児) ・親子遠足(いとうづの森公園) ・八幡東区子どもまつり(5歳児)	10月 ・地域の催し物(敬老会)に参加(5歳児) ・遠足(3歳以上児) ・育ちに合わせたてつなぎ遠足(3歳未満児) ・芋ほり ・消防総合訓練
	5月	・健康診断 ・シルエット劇場鑑賞(5歳児) ・槻田フェスタ2026(5歳児)	11月 ・体育まつり(3歳以上児) 開会式 ・金比羅登山 ・運動会(3歳以上児) ・皿倉登山 ・マラソン大会(体育まつり閉会式) ・健康診断 ・七五三参拝(5歳児) ・国際車いすバスケットボール大会観戦(4・5歳児)
	6月	・歯科検診(4・5歳児) ・プラネタリウム鑑賞(4・5歳児) ・保育参観 ・個人懇談	12月 ・介護老人保健施設へ慰問(5歳児) ・クリスマス会
	7月	・七夕まつり ・茅の輪くぐり(5歳児) ・介護老人保健施設へ慰問(5歳児)	1月 ・どんど焼き ・生活発表会
	8月	・夏まつり	2月 ・個人懇談会 ・豆まき ・地域の催し物(昼食交流会)に参加(5歳児) ・きつずノートにて1年の育ちを動画配信(3歳未満児) ・修了写真
	9月	・介護老人保健施設へ慰問(5歳児)	3月 ・ひなまつり会 ・介護老人保健施設へ慰問(5歳児) ・卒園式(5歳児) ・お別れ会(3歳以上児)
	・家庭訪問…随時 ・避難訓練…毎月10日頃 ・身体測定…毎月13日～15日頃 ・つどいの会(3歳以上児)…毎月1回		
各種保育事業の実施状況	1 延長保育 (1)18時00分より19時00分まで保育をしています。 2 一時保育 (1)平成18年7月より一時保育をしています。 3 地域活動 (1)地域の年長者と子育て中の母親との交流をしています。 (2)地域の市民センター主催の子育て支援講座に参加し、未就学の親子とふれあい遊びをしたり、給食のメニューを提供し、試食をしていただいたりしています。 (3)園行事の案内や毎月の園の情報誌を配り、行事へ招待しています。 (4)自治区主催の敬老会や介護老人保健施設主催の催し物に参加し、子どもが踊りや歌を披露しています。 4 障害児保育 (1)昭和52年開園当時からの実績があります。専門機関と連携をとりながら、その子の発達を支え、持っている力を充分伸ばすことができるように、個別保育、集団保育の中で様々な体験ができるようにしています。 5 育児相談 いつでも育児相談を受け入れられるように掲示板にてお誘いしています。 親子で保育見学や保育体験をして頂いています。		
利用の開始及び終了に関する事項	●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。		
実費に係る利用者負担金	1 副食費(月額 4,500円) →3歳以上児クラスの児童に食事を提供する費用(おかず、おやつ、お茶、牛乳代等) 2 主食費(月額 2,000円) →3歳以上児クラスの児童に食事を提供する費用(米代等) 3 英語指導に係る費用(月額 500円)→3歳以上児クラスの英語指導料 4 利用者等外の給食に係る費用(1食 200円)→行事等参加保護者の昼食代 5 災害共済掛金(年額 250円)→日本スポーツ振興センター共済掛金		
その他特記事項	【緊急時における対応方法】 1 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。 2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 【非常災害対策】 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 1 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。 (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備 (2)職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止 (3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施 (4)その他虐待防止のために必要な措置 2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区保健福祉課・児童相談所等適切な機関に通告します。		